

國學院大學北海道短期大学部における研究活動による
研究データの保存及び開示に関する細則

(平成28年9月20日制定)

(目的)

第1条 この細則は、國學院大學北海道短期大学部公的研究費の運営及び管理並びに研究活動における不正の防止及び対応に関する規程（以下「規程」という。）第10条第4号に基づき、國學院大學北海道短期大学部（以下「本学」という。）における研究活動により生み出された研究データの保存及び開示について定める。

(保存の対象)

第2条 この細則において「研究データ」とは、研究活動において使用したもののうち、公表した研究成果に関するものであり、かつ、研究者が自らの研究成果の第三者による検証可能性を確保するために必要とされる以下の各号に当たるものをいう。

(1) 文書、数値データ、画像等の「資料」。ただし、一般に公表されているものについては、この限りでない。

(2) 実験試料、標本等の「試料」

(3) 装置

(保存の義務)

第3条 研究者は、本学における研究活動により自らが作成又は取得した研究データを適切に保存しなければならない。

2 統括管理責任者は、研究者に対し、研究データの保存についての指導及び教育を行うとともに、研究データを保存するための環境整備に努めなければならない。

(保存期間)

第4条 研究データの保存期間は、以下の各号に定めるとおりとする。ただし、研究者がこれらの保存期間を超えて保存することを妨げない。

(1) 文書、数値データ、画像等の「資料」については、原則として、研究成果の公表の時から10年間とする。

(2) 実験試料、標本等の「試料」については、原則として、研究成果の公表の時から5年間とする。ただし、保存が著しく困難なもの又は保存に多大な費用を要するものについては、この限りでない。

(3) 法令等に別に保存期間に関する定めがあるときは、それに従う。

(4) 共同研究により得られた研究データ又は外部から受領した研究データで、契約等によ

り別に定めがあるときは、それに従う。

- 2 前項にかかわらず、統括管理責任者は、研究データの性質及び研究分野の特性に応じて必要と判断したときは、別途の取扱いについて定めることができる。ただし、必要かつ合理的な範囲に限定しなければならない。

(保存方法)

第5条 研究データは、研究成果の第三者による検証可能性を確保する必要があるときに、利用できるように適切に保存するものとし、具体的な保存方法については、研究データの形質及び形状等を踏まえて選択されなければならない。

(退職等の取扱い)

第6条 研究者が退職、卒業又は修了等により本学における身分をなくしたときは、本学において研究データを保管する措置を講じるものとする。

- 2 研究データを外部へ持ち出すときは、必要な手続を経た上で持ち出すものとする。手続の詳細については、不正防止計画推進本部において定める。

(開示)

第7条 研究者は、調査委員会（規程第14条に定めるものをいう。）から研究データの開示を求められたときは、原則として、開示に応じなければならない。

(事務)

第8条 この細則の実施に関する事務は、コミュニティメディアセンターが所管する。

(改正手続)

第9条 この細則の改正は、不正防止計画推進本部の議を経て、学長が行う。

附則

- 1 この細則は、平成28年10月1日から施行し、同日以降に発表する研究データについて適用する。
- 2 研究者は、この細則の施行日以前において公表された研究成果の研究データについても、この細則を可能な限り尊重して、研究データの保存及び開示に努めなければならない。